

表4-3 自動車騒音

規制内容			定常走行及び 排気騒音		加	
			昭和26年	46年規制	51・52年 規制	54年規制
自動車の種類			環境庁告示		50. 9. 4 第53号	53. 1.30 第4号
			運輸省令		26. 7.28 第67号	45.12. 4 第91号
普通自動車 小型自動車 及び軽自動車 (専ら乗用 の用に供す る乗車定員 10人以下の 自動車及び 二輪自動車 を除く。)	車両総重量が3.5トン を超え、原動機の最高 出力が200馬力を超え るもの	大型バス	80	92	89	86
		大型貨物				
		大型特殊				
	車両総重量が3.5トン を超え、原動機の最高 出力が200馬力以下の もの	中型車	78	89	87	86
車両総重量が3.5トン 以下のもの	小型車	74	85	83	81	
	小型全輪駆動車					
専ら乗用車の用に供する乗車定員10 人以下の普通自動車、小型自動車及 び軽自動車(二輪自動車を除く。)		乗用車	70	84	82	81
二輪の小型自動車及び軽自動車 (総排気量が125ccを超えるもの)		小	74	86	83	78
		軽		84		
原動機付自転車 (総排気量が125cc以下のもの)		排気量51cc以上	70	82	79	75
		排気量50cc以下		80		
全ての自動車(常時)			85			

〔備考〕表中()は、中央公害対策審議会の「自動車騒音の許容限度の長期的設定方針について」の答申に
基づく第2段階規制の達成を示す。

定常走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の60%（または35km/h）で走行時の騒音
〔測定位置は、車両中心から左方7.0m、高さ1.2m〕

排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の60%で無負荷運転時の騒音
〔測定位置は、排気管の後方20m、高さは1.2m〕

加速走行騒音：原動機の回転数が最高出力時の75%（または50km/h）で走行時の騒音
〔測定位置は、車両中心から左方7.5m〕

音 規 制 の 経 緯

単位：ホン

速 走 行 騒 音						第2段階規則の 適用時期		近 接 排 気 騒 音					
57年規制	58年規制	59年規制	60年規制	61年規制	62年規制	新 型 車	継 続 生 産 車	60. 9. 25 第50号	63. 1. 29 第1号				
55. 9. 10 第41号	58. 8. 26 第74号	57. 9. 29 第90号	58. 10. 28 第63号	59. 10. 19 第50号	60. 9. 25 第50号								
55. 9. 11 第27号	56. 8. 27 第39号	57. 9. 30 第31号	58. 10. 29 第46号	59. 10. 19 第34号	60. 9. 25 第31号							60. 9. 25 第31号	63. 1. 29 第1号
		63				59. 10	60. 9						
			63			60. 10	61. 9		107				
			64			61. 12	62. 11						
	64					58. 10	59. 9		105				
		65				59. 10	60. 9						
			65			60. 10	61. 9		103				
66						57. 10	58. 9		103				
					65	62. 10	63. 9						
			65			60. 10	61. 9	99					
				67		60. 10	62. 9						
		67				59. 4	60. 9	95					

近接排気騒音：原動機の回転数が最高出力時の75%（二輪自動車及び原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5千回転を超えるものは50%）で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合における騒音（測定位置は、排気管の外側45度、排気管から0.5m、高さは排気管中心と同じ（排気管高さが0.2m未満は0.2m））

なお、近接排気騒音の規制は、使用過程車（国産車は昭和46年以降生産された新型車）及び新車を対象になっており、二輪の国産車は昭和61年6月、輸入車は平成元年4月、乗用車は昭和63年6月、小型・中型・大型車は平成元年6月から適用される。